

津市消防本部消防機械器具管理規程

平成18年1月1日津市消防本部訓第15号

改正 平成19年3月31日津市消防本部訓第4号

平成24年2月7日津市消防本部訓第1号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、津市消防本部が有する消防機械器具の適正な管理を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規程における用語の意義は次のとおりとする。

- (1) 消防機械器具（以下「機器」という。）とは、別表に掲げるものをいう。
- (2) 消防自動車等とは、別表に掲げる消防自動車、救急自動車、及びその他の車両をいう。
- (3) 消防器具とは、別表に掲げるものをいう。
- (4) 消防資材とは、別表に掲げる消火剤等をいう。
- (5) 所属長とは、消防本部の課長、室長及び担当副参事並びに消防署長をいう。
- (6) 機器取扱者とは、機器、消防器具及び消防資材を取扱う者、及びこれらを取扱う者を指導、監督する者をいう。
- (7) 整備管理者とは、消防自動車等の点検及び整備並びに車庫の管理を指導、監督する者をいう。

(他の法令等との関係)

第3条 機器の管理については、道路交通法（昭和35年6月25日法律第105号）、道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年3月10日法律第6号）、船舶法（昭和32年3月8日法律第46号）等に定めるもののほか、この規程によるものとする。

(消防長の責務)

第4条 消防長は、消防自動車等の運転に関し、当該自動車の安全な運転を確保するために必要な教育を行うように努めなければならない。

(機器取扱者の責務)

第5条 機器取扱者は、適正な管理と取扱い技術の向上に努め、その機能を十分に発揮しなければならない。

2 機器取扱者は、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 消防自動車等の運行に際しては、所属長又はそれに代わる上司の指示によること。

(2) 道路交通法その他関係法令の修得及び遵守に努めること。

(3) 消防自動車等は、常に出動できる状態を保つため点検、清掃及び整備を行うとともに盗難、火災防止に留意のうえ所定の場所に格納しなければならない。

(運転資格)

第6条 消防自動車等は、運転技能認定を受けた者でなければ運転してはならない。ただし、所属長が特に認めた場合はこの限りでない。

(救命索発射銃の取扱い)

第7条 救命索発射銃の取扱いについては、消防署長が取扱者を指定して取扱い事故の絶無を期さなければならない。

(事故等の処理)

第8条 機器損傷事故(交通事故によるものを含む。)又は機器亡失事故が発生したときは、当該職員は、直ちに関係法令で定める処置をするとともに、所属長に報告し指示を受けるものとする。

2 前項の規程による報告を受けた所属長は、速やかに消防機械器具損傷事故報告書(第1号様式)又は消防機械器具亡失事故報告書(第2号様式)により消防長へ報告するものとする。

(整備管理者)

第9条 整備管理者は、道路運送車両法第50条に定める資格を有する職員のうちから消防長が任命する。

第2章 配置及び保管等

(機器の配置)

第10条 消防長は、機器の機能、消防業務の活動特性を考慮して、その配置を適正に行わなければならない。

(機器の配置替え等)

第11条 所属長は、機器の配置及び積載についてみだりに配置替えをしてはならない。

2 所属長は、機器の配置替え又は新たな機器の配置を必要と認めるときには、消防機械器具配置（替）承認申請書（第3号様式）により、消防長の承認を得るものとする。ただし、緊急を要するもの又は臨時的なものについては、この限りでない。

（検査および性能の把握）

第12条 所属長は配置されている機器を必要に応じて検査し、その性能把握に努めるとともに、常に効果的に利用できるよう保管の適正を図らなければならない。

（機器の使用廃止）

第13条 所属長は、機器の使用を廃止する必要があると認めるときは、消防機械器具使用廃止承認申請書（第4号様式）により、消防長の承認を得るものとする。

（標示）

第14条 機器には必要に応じ、所属名、整理番号、その他を標示しなければならない。

第3章 点検及び整備等

（日常点検等）

第15条 機器取扱者は、消防自動車等について毎日1回以上の日常点検を行うものとする。

2 所属長は、前項に定めるもののほか必要に応じ随時点検を実施するものとする。

（継続検査等）

第16条 消防長は、消防自動車等の定期点検整備計画を策定し、道路運送車両法に定める継続検査又は定期点検を適正に実施しなければならない。

（故障等の報告等）

第17条 機器取扱者は、消防自動車等に故障、損傷又は異常を認めるときは、直ちに所属長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた所属長は、その状況を調査し、修理又は整備を要すると認めるときは、消防自動車等修理・整備申請書（第5号様式）により消防長に申請しなければならない。

3 所属長は、修理又は整備を終えたときは、消防自動車等修理・整備結果報告書（第6号様式）により、消防長に報告するものとする。

（改造の申請）

第18条 所属長は、機器の改造が必要と認めるときは、消防機械器具改造承認申請書（第7号様式）により消防長の承認を得るものとする。

第4章 雑則

（委任）

第19条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

この訓は、平成18年1月1日から施行する。

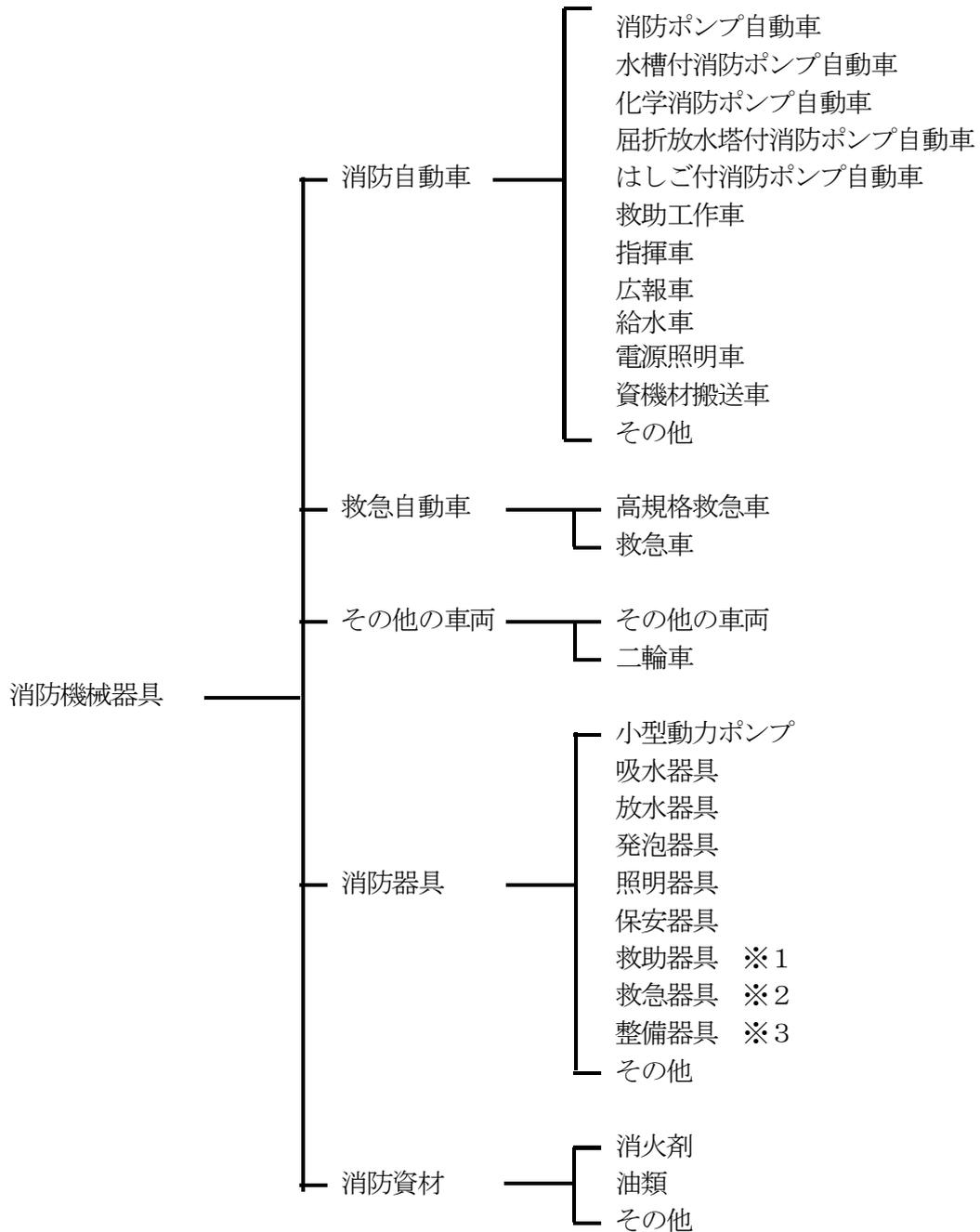
附 則（平成19年4月1日消防本部訓第4号）

この訓は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成24年4月1日消防本部訓第1号）

この訓は、平成24年4月1日から施行する。

別表



※1 救助隊の編成、装備及び配置に基準を定める省令（昭和61年10月1日自治省令第22号）第2条に掲げる救助器具をいう。

※2 救急業務実施基準について（昭和39年3月3日自消甲教発第6号）第11条に掲げる資器材をいう。

※3 消防機械器具を維持管理する上で、修理、補修する機械工具をいう。

（あて先）消防長

報告者
氏 名



消 防 機 械 器 具 損 傷 事 故 報 告 書

発 生 日 時	年 月 日 時 分
発 生 場 所	
発生時の運用場所	
配 置 場 所	
機 器 名	
死 傷 者 の 有 無 負傷程度・損傷状況	
取扱者・職名・階級 氏名・経験年数	
監督者・職名・階級 氏 名	
発生前の点検種別及 び結果並びに処理の 状況	
現場の状況及び発生 原因	
処置状況及び所属の 事故防止方針	
備 考	

年 月 日

(あて先) 消防長

報告者

氏 名



消 防 機 械 器 具 亡 失 事 故 報 告 書

日 時 亡 失 場 所	年 月 日 時 分
物 品 亡 失 数 量 箇 所	
事故当事者職名 階 級 ・ 氏 名	
亡 失 の 状 況	
処 置	

第3号様式（第11条関係）

年 月 日

（あて先）消防長

申請者

氏 名



消 防 機 械 器 具 配 置 (替) 承 認 申 請 書

配置（替）申請 機器名及び数量	
配置（替）予定 実施月日	
配 置（替） 署 所 名	
配置に対する 準 備	
備 考	

（あて先）消防長

申請者

氏 名



消 防 機 械 器 具 使 用 廃 止 承 認 申 請 書

使用廃止申請機器名 及 び 数 量		備 品 番 号	
申 請 の 理 由			
申請機器の主要履歴			
備 考			

※ 本申請書は、消防機械器具に使用すること。
一般備品を廃止する場合は、別様式で申請すること。

第5号様式（第17条関係）

年 月 日

(宛先) 消防長

所属長

氏 名

㊟

消防自動車等修理・整備申請書

車 両 名 (機 器 名)	
走 行 距 離	キロメートル
要 修 理 箇 所 要 整 備	
発 生 原 因	
発 生 経 過 及 び 状 態	

備 考 ・ 写 真 等

--

年 月 日

（あて先）消防長

申請者

氏 名



消 防 機 械 器 具 改 造 承 認 申 請 書

改 造 名 及 び 改 造 箇 所		配 置 署 所 名	
改 造 の 目 的			
改 造 の 概 要			
改 造 に つ い て の 希 望			
備 考			

注 略図を添付すること。